

子ども食堂等支援事業について

1 実施事業

(1) 子ども食堂等物価高騰対策支援金給付事業【拡充】

子ども食堂運営団体及び八戸こども宅食おすそわけ便実施団体に対し物価高騰対策として1回の開催当たり1万円を給付。

- ・子ども食堂運営団体 給付上限 50 回分 ※R6 年度上限 12 回分
- ・八戸こども宅食おすそわけ便実施団体 給付上限 6 回分

(2) 子ども食堂支援事業補助金【新規】

子ども食堂の運営を新たに開始する団体等に対して、開設経費の一部を補助。

- ・1団体当たりの補助上限 10 万円（5団体分を予算措置）

(3) こどもの居場所づくりコーディネーター事業【新規】

こどもの居場所づくりコーディネーターを配置し、子ども食堂をはじめとしたこどもの居場所の新規開設や継続的活動に対する支援を行う。

（業務内容）

- ・こどもの居場所（民間の活動を含む）や活動状況の把握と広報
- ・こどもの居場所づくり関係の民間団体補助金の情報収集、共有、申請支援
- ・子ども食堂の開設相談及び運営相談に対する助言
- ・子ども食堂運営団体同士や関係者等とのネットワーク形成
- ・子ども食堂に対する企業、個人等からの食材支援のマッチング、食材の一時保管及び分配に係る調整

（事業開始時期等）

公募型プロポーザル方式で事業者を選定後、令和7年10月に事業開始予定